

資料 監査結果の「指摘」「注意」「意見」とは

1 監査結果の報告・公表及び意見の提出

監査委員は、監査結果に関する報告を決定し、これを議会、知事及び関係機関に提出し、かつ県公報に登載して公表します。

必要があると認めるときは、報告に添えて意見を提出します。

公表の回数は原則として年5回です。

なお、監査結果に関する報告やその報告に添える意見は、監査委員の合議により決定します。

2 監査結果の区分

区分	内 容
指摘	次のいずれかに該当し、その程度が著しいもの及びその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、報告及び公表します。 なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。 a 法令・条例・規則に違反している事項 b 収入確保に適切な措置を要する事項 c 予算を目的外に支出している事項 d 損害が生じている事項 e 経済性・効率性・有効性が低いと認められている事項 f 既に注意事項としたもので是正又は改善がされていない事項
注意	指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で注意し、かつ、報告及び公表します。 なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。
意見	組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める場合は、関係部局長等に対し文書で意見を提出し、かつ、報告・公表します。

(注) 監査結果のほか、注意や意見に該当する事項でその内容が軽微である事項につきましては、監査委員事務局長指導事項としています。

3 監査結果に基づく改善の措置の公表

指摘、注意、意見に対しては3か月以内に改善措置を講ずるよう求めており、議会、知事等から、監査結果に基づき又は監査結果を参考として改善の措置を講じた旨の通知を受けた場合は、その都度、当該通知に係る事項を県公報に登載して公表します。

4 指摘事項等に対する改善の措置状況の把握

指摘、注意、意見の改善の措置状況については、次回の監査においてもその内容を確認します。

(参考)

監査結果の区分（令和4年度まで）

区分	内 容
指摘	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当すると認められる場合又はその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、報告及び公表します。 なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。 - a 法令・条例・規則に違反している事項 - b 収入確保に適切な措置を要する事項 - c 予算を目的外に支出している事項 - d 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項 - e 既に注意事項としたもので是正又は改善がされていない事項
注意	指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で注意し、かつ、報告及び公表します。 なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。
意見	組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める場合は、関係部局長等に対し文書で意見を提出し、かつ、報告・公表します。

監査結果の区分（令和元年度まで）

区分	内 容
指摘	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当すると認められる場合又はその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、報告及び公表します。 なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。 - a 法令・条例・規則に違反している事項 - b 収入確保に適切な措置を要する事項 - c 予算を目的外に支出している事項 - d 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項 - e 既に注意事項としたもので是正又は改善がされていない事項

注意	指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で注意し、かつ、報告及び公表します。 なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。
指導	注意に掲げる事項に該当し、その程度が単純かつ影響の少ないミス等であるもの及びその他特に指導すべき事項は、関係部局長等に対し文書で指導します。
意見	組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める場合は、関係部局長等に対し文書で意見を提出し、かつ、報告・公表します。
指導 (検討)	意見に該当する事項で、その内容が軽微である場合は、関係部局長等に対し文書で指導します。

(注)「指導」、「指導（検討）」は、件数のみ公表しています。